

平成20年9月10日

株 主 各 位

東京都港区西新橋二丁目16番2号

株式会社 **ビューティ花壇**

代表取締役社長 小 田 敬 史

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年9月24日（水曜日）午後5時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成20年9月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区赤坂一丁目12番33号
ANAインターコンチネンタルホテル東京
地下1階 プリズム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第12期（平成19年7月1日から平成20年6月30日まで）事業報告の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 第12期（平成19年7月1日から平成20年6月30日まで）計算書類承認の件 |
| 第2号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.beauty-kadan.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

〔平成19年7月1日から
平成20年6月30日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、昨夏米国において顕在化した住宅金融問題に端を発した金融市場の混乱や経済の減速、そして食料品の値上げ、原油価格の高騰にも歯止めがかからず、景気の先行き不透明感が増してきています。

厚生労働省「平成19年人口動態統計月報年計（概数）の概況」によると、死亡者数は1,146,000人、前年比2.1%増と高齢化社会を背景に増加傾向にあり、30年先の平成52年まで右肩上がりで見えていくことが予想されております。また経済産業省の「特定サービス産業動態統計調査」によると、葬儀業の平成19年の売上高は前年比2.5%増の4,859億6,000万円、取扱件数は前年比3.2%増の321,721件と市場は引き続き拡大傾向にあります。しかしながら、1件あたりの葬儀単価は、故人や遺族の高齢化による近所付き合いや社会的つながりの希薄化による会葬者の減少や、ご家族・ご親族・近い人だけで故人とのお別れを偲びたいというニーズの高まりによる葬儀の小型化によって下落の傾向が見られます。

一方、生花卸売市場は平成21年4月からの本格的な規制緩和を控え、卸売業者と仲卸業者の競合や市場の淘汰が見受けられるようになってきました。また、生産環境においては天候不順や原油高騰による暖房費の高騰で生産が抑制されたため、品質や出荷時期がばらつき価格が高騰する状況にありました。そのほかには中国製食品の問題がクローズアップされたことから、花き生産から人気が高まった国産野菜への転作の動きが見られ、花の生産面積の減少の傾向も見られます。

このような状況の下、当社は、御葬家の悲しみを少しでも生花で癒していただけるよう挿花技術を練磨し、生花祭壇の品質維持向上に取り組んでまいりました。具体的には技術指導部門による入社年数に応じた教育を実施したほか、華道家である假屋崎省吾氏とのコラボレーションによる「假屋崎省吾プレステージライン」を発売しております。また、花をより身近

なものにするために海外調達先の開拓・拡大など含む生花調達先の多様化にも努めてまいりました。しかしながら、天候面において9月まで続いた夏の猛暑の影響による仕入原価の上昇、事業拡大のための先行投資による経費増加及び関連会社の清算のための特別損失が発生しました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高3,621百万円（前年同期比15.2%増）、営業利益135百万円（前年同期比19.1%減）、経常利益137百万円（前年同期比15.4%減）、当期純利益57百万円（前年同期比30.7%減）となりました。

<生花祭壇事業>

生花祭壇の普及が順調に進んでいるほか、仙台支社における大手葬儀社との契約獲得、前年に新規出店した大阪支社における受注が好調に推移しました。その結果、全社における生花祭壇の受注件数は前年同期比19%増と伸び、売上高は2,850百万円（前年同期比16.2%増）となりました。

<生花卸売事業>

仕入高の約半分を占める菊を中心に国内外の調達先を拡大し、生花総仕入数量は11.8%増加したものの、生花祭壇事業に使用する自社仕入分の増加が中心となったため、売上高は770百万円（前年同期比11.7%増）となりました。

事業区別	第11期(前事業年度) 平成19年度		第12期(当事業年度) 平成20年度		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
生花祭壇事業	千円 2,452,879	% 78.0	千円 2,850,609	% 78.7	千円 397,730	% 16.2
生花卸売事業	690,028	22.0	770,896	21.3	80,868	11.7
合計	3,142,907	100.0	3,621,506	100.0	478,598	15.2

② 設備投資の状況

当事業年度中における設備投資の総額は46,491千円で、その主な内訳は假屋崎省吾プレステージライン専用什器取得による27,002千円及び大阪支社中二階増床工事による3,100千円並びに仙台支社移転に伴う建物等の取得による3,800千円であります。

当事業年度中における設備の売却、撤去の総額は3,628千円で、その主な内訳は仙台支社移転に伴う給排水設備等の廃棄による2,600千円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度は、重要な増資、社債発行による資金調達はありません。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額7億5千万円の当座貸越契約を締結しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第9期 (平成17年6月期)	第10期 (平成18年6月期)	第11期 (平成19年6月期)	第12期(当事業年度) (平成20年6月期)
売 上 高 (千円)	2,332,679	2,668,181	3,142,907	3,621,506
経 常 利 益 (千円)	69,579	154,755	162,581	137,483
当 期 純 利 益 (千円)	16,639	98,823	82,503	57,161
1株当たり当期純利益 (円)	1,512.64	8,946.55	3,381.31	2,335.89
総 資 産 (千円)	904,010	982,322	1,235,441	1,273,828
純 資 産 (千円)	114,014	461,818	510,162	526,633
1株当たり純資産額 (円)	10,364.96	37,853.97	20,908.29	21,460.22

(注) 1. 第10期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2. 第9期において、旧株式1株を新株式10株に株式分割しております。
3. 第11期において、旧株式1株を新株式2株に株式分割しております。
4. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社クラウン ガーデネックス	20,000千円	100.0%	ブライダル装花、ブーケ等の販売
美麗花壇股份有限公司	28,500千NT\$	50.0%	生花祭壇設営、供花等の販売

(4) 対処すべき課題

葬儀業界におきましては、近年の高齢化の進展に伴い、死亡者数も増加傾向にあります。しかしながら、近年、近親者のみで行う密葬の増加や、葬儀規模の縮小により、1件あたりの葬儀単価は、低下傾向が見られます。平均寿命が延び、仕事を引退した後の老後の生活が長くなることにより、仕事関係での参列者が年々減ってきていることや、少子高齢化に伴い葬儀費用に対する御葬家の負担も増加していることなどが要因として考えられます。このような理由から、今後葬儀の簡素化が進むことも予想されています。

花き業界におきましては、規制緩和が進み、平成16年6月には「卸売市場法の一部を改正する法律」が施行されました。卸売市場は従来の集荷、競り、分荷機能から付加価値をつけて販売する方向で動き出している状況であると認識しております。また、平成21年4月には卸売手数料の自由化が控えており、市場の淘汰や花き業界の再編が進むことが予想されています。

このような環境の下、当社は次の事項を重要な課題として捉えております。

- ① 人材確保と技術教育体制の強化
- ② 生花祭壇事業の収益力の向上
- ③ 生花卸売事業の収益力の向上

上記課題についての対応については、以下の通り考えております。

- ① 人材確保と技術教育体制の強化

多様に変化する御葬家の要望のなかで常に求められ、支持されているのは「感動」です。生花祭壇や供花を通じて「感動」を創造することこそが、当社の使命であり、競争優位性を保障するものと考えます。その感動の創り手である社員は、高い技術力と倫理観を兼ね備えた人材であることが重要です。そのため、当社では技術者教育に注力するとともに、優秀な人材の確保に努める所存です。具体的には、技術指導部門を充実させOJTに注力するとともに優秀な技術者を採用します。

また、「自主自律の精神」や「高い倫理観」を兼ね備えた人材を確保し、マネジメント能力を強化する教育を行うことで支社または営業所の新規開設に対応する人材の供給体制の確立に努める所存です。

- ② 生花祭壇事業の収益力の向上

きめ細やかな対応による既存顧客からの受注量アップと営業強化による新規顧客の獲得による既存支社及び営業所でのシェアアップを継続し、特に東京・神奈川・千葉地区での未開拓エリア及び大阪を中心とする関西、そして中部地方も重点的に開拓してまいります。また、CG画像による豊富な提案力と高い技術力、そして年間150件以上の社葬施行実績

をベースに引き続き単価の高い社葬や大型葬の更なる獲得を目指します。

生花祭壇のデザインのみでなく、葬儀会場全体を演出するといった概念で、更なる付加価値を付与し収益力の向上に努めます。具体的には、華道家である假屋崎省吾氏とのコラボレーションによる「假屋崎省吾プレステージライン」を発売したほか、プレステージラインと既存の生花祭壇の中間に位置するプレミアムラインとして、新しいデザインの生花祭壇「モダンフューネラル」の本格発売に向けて準備を進めております。

生花祭壇制作といった技術を要する業務については正社員を中心に更なる専門知識や技術の向上に注力し、品質の向上を目指します。また、附帯業務である配達、店内清掃、片付け等についてはパート・アルバイトを活用することで利益率の向上を目指してまいります。

③ 生花卸売事業の収益力の向上

生産者との直接取引拡大や中国・台湾・東南アジアの関連会社からの輸入量拡大により仕入原価を下げることで利益率の向上を目指してまいります。また、全国の生産地情報、卸売市場情報、マーケット情報などを当社の情報ネットワークにいち早く取り込むことにより、収穫前の先売りなど販売機会の増大を図り、売上の向上を目指します。

(5) 主要な事業内容 (平成20年6月30日現在)

事業区分	主な事業内容
生花祭壇事業	生花祭壇・供花等の販売
生花卸売事業	菊・胡蝶蘭等生花の販売

(6) 主要な営業所（平成20年6月30日現在）

本 社	東京都港区西新橋2-16-2
東 京 支 社	東京都葛飾区白鳥4-8-14
熊 本 支 社	熊本県熊本市若葉3-15-16
神 奈 川 支 社	神奈川県川崎市宮前区野川874
西 東 京 支 社	埼玉県朝霞市泉水1-8-23
福 岡 支 社	福岡県福岡市東区松田2-9-1
仙 台 支 社	宮城県仙台市宮城野区中野字田中120-1
京 都 支 社	京都府京都市南区吉祥院前田町12-1
大 阪 支 社	大阪府東大阪市西石切町6-4-13

(7) 当社の使用人の状況（平成20年6月30日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
220(49)名	40(9)名増	31.0歳	2.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年6月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	183,300千円

2. 会社の株式に関する事項（平成20年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 88,000株
 ② 発行済株式の総数 24,540株
 ③ 株主数 1,062名
 ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
三島美佐夫	9,500株	38.7%
小田敬史	5,600	22.8

3. 会社の新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成20年6月30日現在）

発行決議日	平成18年2月10日
保有人数	
取締役	2名
新株予約権の数	210個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 210株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり10,000円
権利行使期間	平成19年9月28日から 平成22年9月28日まで
行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件

- イ 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。
- ロ イの規定にかかわらず、権利を与えられた者が権利行使期間中に死亡した場合は、死亡の日から6ヶ月以内（権利行使期間中に限る。）は、その相続人において新株予約権を行使することができる。
- ハ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- ニ その他の条件については、当社と従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- ② 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成20年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役会長	三 島 美 佐 夫	青島麗人花園芸有限公司 董事
代表取締役社長	小 田 敬 史	
常務取締役	馬 場 崎 修	経営企画室長
取 締 役	高 山 浩 司	管理本部長、株式会社クラウン ガーデネックス代表取締役
取 締 役	舛 田 正 一	流通統括部長
常 勤 監 査 役	亀 井 浩 太 郎	
監 査 役	柳 本 信 一 郎	エアチャーターインターナショナル 株式会社 代表取締役副社長

(注) 常勤監査役亀井浩太郎氏及び監査役柳本信一郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (一)	90,000千円 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	2名 (二)	3,360千円 (3,360)
合 計	7名	93,360千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年9月28日開催の第10期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年9月28日開催の第10期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

- イ 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

監査役柳本信一郎氏は、エアチャーターインターナショナル株式会社の代表取締役副社長を兼務しております。なお、当社はエアチャーターインターナショナル株式会社との間には特別の関係はありません。

- ロ 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況

	取締役会（15回開催）	
	出席回数	出席率
常勤監査役 亀井浩太郎	15回	100%
監査役 柳本信一郎	15回	100%

- ・取締役会における発言状況

常勤監査役亀井浩太郎氏及び監査役柳本信一郎氏は、社外監査役として、公正かつ独立の立場から取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と合理性を確保するための発言を行っております。

- ・責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 企業価値の向上と社会の一員として信頼される企業となるため、法令・定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、その行動指針としてビューティ花壇役員行動規範を定めるとともに、万一取締役が他の取締役の違法行為を発見した場合には、取締役会及び監査役に対する報告並びに違法行為のための是正措置が円滑に図れる体制を整えます。
 - ロ コンプライアンス室長がコンプライアンス全体に関する統括責任者としてコンプライアンス体制の維持及び整備を行い、取締役への教育及び研修等を行います。
 - ハ 監査役及びコンプライアンス室は連携し、コンプライアンス体制の調査並びに法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する体制を整えます。また、取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、欠陥が発見された場合には、取締役会として適切な是正措置を講じます。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 取締役会議事録を法令や社内規程に基づき作成し、適切かつ確実に保存及び保管します。
 - ロ 経営及び業務執行に関する重要な情報及び決定事項は文書管理規程等の社内規程に基づき、適切かつ確実に保存及び保管します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ リスク管理規程により経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図ります。
 - ロ 当社が把握するリスクは、有価証券報告書等を通じ積極的にステークホルダーに開示していきます。
 - ハ 新たに生じたリスク若しくは重大なリスクが予見された場合には、取締役会において速やかに担当取締役を選任し、対応責任者として必要な対策を講じるものとします。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役会は事業年度計画及び中期経営計画を作成し、その達成に向けて効率的に職務を遂行する体制を整えます。
 - ロ 意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員

制度を導入し、職務執行権限と責任を執行役員へ委譲します。

- ハ 取締役会は定時に毎月1回、また、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況を監督します。
 - ニ 取締役並びに執行役員及び使用人の職務分掌と権限を社内規程にて明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ 稟議規程並びに業務分掌規程及び職務権限規程により各部門の職務権限を明確化し、相互牽制機能を強化する体制を整えます。
 - ロ 内部通報制度を設置し、コンプライアンス通報規程に基づき、通報者が不利益な取扱いを受けないよう保証する体制を整えます。
 - ハ コンプライアンス室長がコンプライアンス全体に関する統括責任者としてコンプライアンス体制の維持及び整備を行い、使用人への教育及び研修等を行います。
- ⑥ 会社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 関係会社管理規程に基づき、グループ各社への経営指導及び業務支援を行います。
 - ロ グループ各社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行います。
 - ハ 定期または臨時にグループ各社との連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図ります。
 - ニ 監査役と内部監査人は、定期または臨時にグループ各社の管理体制を監査し、その結果を随時社長に報告します。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ 監査役は、コンプライアンス室の室員その他必要と認められる使用人に対し、監査業務に関する要請を行うことができるものとします。
 - ロ 監査役から監査業務の要請を受けた使用人は、必要に応じて監査役の監査を補助するものとします。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ 監査役より監査業務に関する要請を受けた使用人は、その要請に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。
 - ロ 監査業務に関する要請を受けた使用人に関する人事異動並びに人事評価及び処罰等について、担当取締役は監査役の求めに応じてその事由等の

説明を行う義務を負うものとします。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 代表取締役並びに業務担当取締役及び執行役員は、取締役会及び経営会議等において担当する業務の執行状況を随時報告するものとします。
 - ロ 取締役並びに執行役員及び使用人は、当社及びグループ各社の業務に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、監査役に対し速やかに報告するものとします。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査役と代表取締役との間に、監査体制その他監査の実効性確保に関する事項についての定期的な意見交換を行います。
 - ロ 監査役は、コンプライアンス室による内部監査の実施計画について事前に説明を受け、当該計画について協議することとし、適宜に内部監査結果について意見交換を行う等、常に連携を図っていきます。
 - ハ 監査役は、適宜に監査法人との情報交換を行う等、連携を図って行きます。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて、記載比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成20年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	577,091	流動負債	418,746
現金及び預金	195,426	買掛金	53,192
売掛金	329,231	一年以内返済予定長期借入金	66,800
商品	2,518	一年以内償還予定社債	100,000
原材料	6,921	未払金	79,593
仕掛品	1,080	未払費用	41,104
貯蔵品	6,810	未払法人税等	33,196
前払費用	14,616	未払消費税等	28,008
繰延税金資産	5,871	預り金	13,277
短期貸付金	15,310	株主優待引当金	3,500
その他	4,867	その他	73
貸倒引当金	△ 5,562	固定負債	328,448
固定資産	696,736	社債	180,000
有形固定資産	325,949	長期借入金	116,500
建物	143,158	長期未払金	24,510
構築物	250	退職給付引当金	5,496
車両運搬具	793	その他	1,941
工具器具備品	50,940	負債合計	747,194
土地	127,445	純資産の部	
建設仮勘定	3,361	株主資本	526,633
無形固定資産	91,859	資本金	209,040
ソフトウェア	74,070	資本剰余金	129,040
ソフトウェア仮勘定	17,010	資本準備金	129,040
その他	778	利益剰余金	188,553
投資その他の資産	278,927	利益準備金	770
投資有価証券	60,000	その他利益剰余金	187,783
関係会社株式	71,481	繰越利益剰余金	187,783
出資金	2,034	純資産合計	526,633
差入保証金	55,264	負債純資産合計	1,273,828
長期貸付金	2,864		
関係会社長期貸付金	36,000		
株主、役員又は従業員 に対する長期貸付金	2,886		
固定化債権	46,315		
長期前払費用	8,983		
繰延税金資産	18,469		
貸倒引当金	△ 25,371		
資産合計	1,273,828		

損 益 計 算 書

〔平成19年7月1日から
平成20年6月30日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,621,506
売 上 原 価		2,907,202
売 上 総 利 益		714,304
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		578,410
営 業 利 益		135,893
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,185	
受 取 地 代 家 賃	8,358	
受 取 シ ス テ ム 使 用 料	2,045	
そ の 他	2,078	15,668
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,642	
社 債 利 息	3,052	
借 入 手 数 料	1,013	
賃 貸 不 動 産 費 用	1,689	
シ ス テ ム 減 価 償 却 費	2,216	
中 途 解 約 金	2,455	
そ の 他	1,007	14,077
経 常 利 益		137,483
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,573	
減 損 損 失	1,502	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	15,000	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,517	
そ の 他	389	26,983
税 引 前 当 期 純 利 益		110,499
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	68,262	
法 人 税 等 調 整 額	△14,923	53,338
当 期 純 利 益		57,161

株主資本等変動計算書

〔平成19年7月1日から〕
〔平成20年6月30日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計	純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成19年6月30日 残高	208,340	128,340	128,340	770	172,712	173,482	510,162	510,162
事業年度中の変動額								
新株の発行	700	700	700				1,400	1,400
剰余金の配当					△ 42,090	△ 42,090	△ 42,090	△ 42,090
当期純利益					57,161	57,161	57,161	57,161
事業年度中の変動額合計	700	700	700	—	15,071	15,071	16,471	16,471
平成20年6月30日 残高	209,040	129,040	129,040	770	187,783	188,553	526,633	526,633

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券
・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法による原価法

・時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品・原材料 最終仕入原価法

② 仕掛品 個別法による原価法

③ 貯蔵品 最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産
定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

② 無形固定資産
定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用
定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

③ 株主優待引当金
当社の株主優待制度の利用による費用発生に備えるため、翌事業年度に発生すると見込まれる金額を見積計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式を採用しております。

(7) 表示方法の変更

① 「賃貸不動産費用」は、前事業年度まで、営業外費用の「その他」に含めて表示していましたが、当事業年度において、営業外費用の100分の10を超えたため区分掲記しました。

なお、前事業年度における「賃貸不動産費用」の金額は760千円であります。

② 「中途解約金」は、前事業年度まで、営業外費用の「その他」に含めて表示していましたが、当事業年度において、営業外費用の100分の10を超えたため区分掲記しました。

なお、前事業年度における「中途解約金」の金額は187千円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 113,269千円
- (2) 区分表示したものの他、関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- | | |
|---------|----------|
| 売掛金 | 7,405千円 |
| その他流動資産 | 394千円 |
| 短期貸付金 | 12,000千円 |
| 固定化債権 | 10,063千円 |
| 買掛金 | 4,790千円 |
| 未払金 | 3,279千円 |
- (3) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- ① 営業取引
- | | |
|-------|----------|
| 売上高 | 50,703千円 |
| 仕入高 | 86,909千円 |
| 外注加工費 | 13,722千円 |
| 販売促進費 | 35千円 |
- ② 営業取引以外
- | | |
|-----------|---------|
| 受取利息 | 1,410千円 |
| 受取システム使用料 | 2,045千円 |
| その他 | 179千円 |
- (2) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	24,400	140	—	24,540

(注) 発行済株式数の増加は、ストック・オプションの行使による増加であります。

- (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成19年9月26日開催定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 42,090千円
- ・1株当たり配当金額 1,725円
- ・基準日 平成19年6月30日
- ・効力発生日 平成19年9月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成20年9月25日開催定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 8,392千円
- ・1株当たり配当金額 342円
- ・基準日 平成20年6月30日
- ・効力発生日 平成20年9月26日

- (3) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

- (4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

① 新株予約権の目的となる株式の種類

普通株式

② 新株予約権の目的となる株式の数

972株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

① 流動資産

未払事業税等	3,174千円
貸倒引当金超過額	1,283千円
株主優待引当金	1,414千円
繰延税金資産小計	5,871千円

② 固定資産

貸倒引当金超過額	9,582千円
退職給付引当金	2,220千円
関係会社株式評価損	6,060千円
減損損失	607千円
繰延税金資産小計	18,469千円
繰延税金資産合計	24,341千円

(2) 繰延税金負債

差引：繰延税金資産の純額	24,341千円
--------------	----------

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	67,899千円	20,073千円	47,825千円
工具器具備品	7,061千円	2,803千円	4,258千円
合計	74,960千円	22,876千円	52,083千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	12,984千円
1年超	44,727千円
合計	57,711千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	20,144千円
減価償却費相当額	13,148千円
支払利息相当額	10,181千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
個人主要株主・役員	三島美佐夫	—	—	当社代表取締役会長	(被所有) 直接 38.7	—	—	当社生花仕入債務等に対する債務被保証(※1)	20,638	—	—
個人主要株主・役員	小田敬史	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 22.8	—	—	当社生花仕入債務等に対する債務被保証(※1)	34,617	—	—
個人主要株主・役員者の近親者	三島東海男 (三島美佐夫の義兄)	熊本県熊本市	—	葬祭業(※2)	(被所有) 直接 0.2	—	—	生花祭壇等の販売(※3)	7,385	売掛金	54

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 買掛金13,979千円の仕入債務等は、株式会社なにわ花市場及び仙台市中央卸売市場花き部卸売業者仙台生花株式会社並びに株式会社仙花であり、代表取締役社長である小田敬史の債務保証を受けております。株式会社なにわ花市場及び仙台市中央卸売市場花き部卸売業者仙台生花株式会社並びに株式会社仙花以外の仕入債務等20,638千円につきましては、代表取締役会長である三島美佐夫と代表取締役社長である小田敬史により連帯の債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

※2 個人商店(屋号:三島葬祭)として、葬祭業を営んでおります。

※3 生花祭壇等の販売については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員兼任等	事業上の関係				
関連会社	青島麗人花園芸有限公司	中国山東省青島市	(千円)15,000	生花の栽培・輸出	(所有)直接25.0	兼任1人	生花の輸入	生花の輸入(※1) 26,764 資金の貸付(※2) 5,580 利息の受取(※2) 210 費用の立替 —	買掛金 1,545 固定化債権 8,420 固定化債権 352 固定化債権 1,290		
子会社	株式会社 クラウンガーデネックス	熊本県熊本市	(千円)20,000	ブライダル装花、ブーケ等の販売等	(所有)直接100.0	兼任3人 出向1人	生花の販売・ブライダル商品の仕入	生花の販売(※3) 49,548 資金の貸付(※4) 8,000 — 資金の貸付(※4) — 利息の受取(※4) 1,200 ブライダル商品等の仕入及び委託費(※5) 43,289	売掛金 6,250 短期貸付金 12,000 関係会社長期貸付金 36,000 その他の流動資産 — 未払金 3,279		
子会社	美麗花壇股份有限公司	台湾省台北市	(千NT\$)28,500	生花祭壇の製作・販売	(所有)直接50.0	出向1人	生花祭壇の製作指導等	生花の販売(※3) 1,155 生花の輸入(※1) 30,612 システム使用料の受取 2,045	売掛金 1,155 買掛金 3,245 その他の流動資産 —		

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1 生花の輸入につきましては、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。
- ※2 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率2%に設定しております。また、担保の受入はありません。
- ※3 生花の販売につきましては、一般的取引条件と同様に決定しております。
- ※4 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率3%に設定しております。また、担保の受入はありません。
- ※5 ブライダル商品等の仕入及び委託費につきましては、一般的取引条件と同様に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	21,460円22銭
(2) 1株当たり当期純利益	2,335円89銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査役の監査報告

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき執行状況を確認いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿等の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成20年8月28日

株 式 会 社 ビ ュ ー テ ィ 花 壇

常 勤 監 査 役 亀 井 浩 太 郎 ㊞

監 査 役 柳 本 信 一 郎 ㊞

(注) 常勤監査役亀井浩太郎及び監査役柳本信一郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第12期（平成19年7月1日から平成20年6月30日まで）計算書類承認の件

本議案の内容は、前記提供書面14頁から22頁までに記載のとおりであります。取締役会は、本議案内容を適法かつ適切と判断しております。

第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第12期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金342円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は8,392,680円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成20年9月26日といたしたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) コーポレートガバナンスの充実を図るため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程が改正され、同規程第439条において、上場内国株券の発行者は、取締役会、監査役会又は委員会並びに会計監査人を置くものとされたため、新たに監査役会及び会計監査人を設置するものであります（変更案第4条、第5章、第6章）。
- (2) その他上記変更に伴う章及び条数の変更、所要の文言の整備等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 役</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 80px;">(新 設)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項 の規定により、取締役会の決議を もって、<u>同社法</u>第 423 条第 1 項の 監査役（監査役であった者を含 む。）の損害賠償責任を、法令の 限度において免除することができ る。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第 31 条 監査役会は、その決議によって常 勤監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各監査役に対して発 するものとする。ただし、緊急の 必要があるときには、この期間を 短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、 招集手続きを経ないで監査役会を 開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又 は本定款のほか、監査役会で定め る監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項 の規定により、取締役会の決議を もって、<u>同法</u>第 423 条第 1 項の監 査役（監査役であった者を含 む。）の損害賠償責任を、法令の 限度において免除することができ る。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算 第33条～第36条 (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p> <p><u>(決議の方法)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(議事録)</u></p> <p><u>第37条 監査役会の議事は、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印して本店にこれを備えおく。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第40条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p>

第4号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	小田敬史 (昭和36年5月23日生)	平成8年12月 ビューティ花壇入社 (当社前身) 平成9年1月 有限会社ビューティ花壇 同社専務取締役 平成12年6月 株式会社ビューティ花壇 専務取締役 平成15年8月 当社代表取締役社長（現任）	5,600株
2	高山浩司 (昭和43年10月2日生)	平成15年9月 当社入社 平成17年6月 当社管理部長 平成18年4月 当社取締役管理本部長（現任）	27株
3	舛田正一 (昭和45年1月23日生)	平成2年6月 ビューティ花壇入社 (当社前身) 平成17年6月 当社流通統括部長 平成18年7月 当社執行役員 平成19年9月 当社取締役流通統括部長 (現任)	26株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役1名選任の件

第3号議案が承認された場合、当社は監査役会設置会社となりますので、会社法第335条第3項の規定に基づき監査役を3名体制にいたしたく、監査役1名の増員をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
大山 亨 (昭和42年8月24日生)	平成3年4月 山一証券株式会社入社 平成10年4月 富士証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 平成13年3月 H S B C証券会社東京支店入社 平成15年7月 有限会社トラスティ・コンサルティング設立 代表取締役 平成15年10月 ウインテスト株式会社 監査役（現任） 平成16年6月 フィンテックグローバル株式会社 監査役（現任） 平成17年4月 株式会社トラスティ・コンサルティング設立 代表取締役（現任） 平成20年1月 株式会社アールエイジ 監査役（現任）	—

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
2. 候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者は、コンサルティング会社経営者として企業統治に関する優れた見識と豊富な監査役業務経験により、客観的な立場から公正な監査をしていただけると考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。

第6号議案 会計監査人選任の件

第3号議案が承認された場合、当社は会計監査人設置会社となりますので、第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

監査法人の名称：監査法人トーマツ

事務所の所在地：

主たる事務所 東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル
その他の事務所 (国内) 札幌、仙台、盛岡、新潟、北関東、千葉、横浜、
長野、北陸、静岡、名古屋、岐阜、三重、京都、
大阪、奈良、和歌山、神戸、岡山、広島、松江、
高松、松山、福岡、大分、熊本、鹿児島、那覇
(海外) Deloitte Touche Tohmatsu 駐在員派遣 約40
都市

沿革：昭和43年5月 設立
平成2年2月 監査法人トーマツに名称変更。国際会計事務所組織であるデロイト トウシュ トーマツに主要構成事務所として参加

監査関与会社：4,114社（平成19年9月末日現在）
金商法・会社法監査：1,032／金商法監査：125／
会社法監査：1,099／学校法人監査：92／
労働組合監査：58／その他の法定監査：224／
その他の任意監査：1,484

出資金：2,061百万円（平成20年3月末日現在）

構成人員：5,462名（平成20年3月末日現在）

社員（公認会計士）	513
参与	23
職員	
（公認会計士）	1,521
（会計士補）	930
（その他専門職員）	2,016
（事務職員）	459
合計	5,462名

（注）：海外駐在員を含む。関係会社の人員を含まない。

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区赤坂一丁目12番33号

ANAインターコンチネンタルホテル東京

地下1階 プリズム

- 交 通
- ・地下鉄【銀座線／南北線】溜池山王駅13番出口
 - ・地下鉄【南北線】六本木一丁目駅3番出口
 - ・地下鉄【千代田線】赤坂駅5番b出口
 - ・地下鉄【日比谷線】神谷町駅4番b出口

